

## 答申の概要 (特別職の報酬等について)

- 1 市長・副市長等の給料月額の変定は、直近改定時以降の本市局長級の職員の給料改定状況を目安とし、諸事情を総合的に勘案のうえ判断することが適当  
市長・副市長の退職手当額の変定は、本市局長級の職員の退職手当の変定状況を目安に判断することが適当
- 2 市長・副市長等の給料月額について、前回改定した平成21年からの本市局長級の職員の給料の変定状況(+1.2%)を踏まえて引き上げ
- 3 教育長の管理職手当を廃止し、給料に一元化
- 4 退職手当の支給割合 現行どおり
- 5 改定の時期 令和8年4月1日

### [附帯意見]

- ・ 今後は、原則として2年ごとに本審議会を開催し審議すること  
※社会情勢の変化により本市局長級の職員の給料に大幅な増減がある等の特別な事情がある場合はこの限りでない
- ・ 委員の任期を複数年とし本審議会を常設化すること

### I 本答申について

岡山市特別職報酬等審議会は、岡山市特別職報酬等審議会設置条例(平成28年市条例第35号)第2条及び第3条の規定に基づき市長・副市長等の給料及び市長・副市長の退職手当の額の変定の考え方について審議

### II 市長等の給料月額について(改定後の額)

- ・ 市長 1,174,000円 (+14,000円)
- ・ 副市長 931,000円 (+11,000円)
- ・ 教育長 755,000円 (+8,900円)\*
- ・ 常勤監査委員 604,000円 (+7,100円)

※管理職手当(月額149,200円)を廃止し、給料として一元化して支給